

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

須坂市は、後期高齢者医療制度関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

後期高齢者医療に関する事務では、保険料の収納業務に関する電算処理の一部を外部委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、委託業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

須坂市長

公表日

令和6年5月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療制度関係事務
②事務の概要	＜制度内容＞ 後期高齢者医療制度は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、高齢者の医療について、国民の共同連帯の理念等に基づき、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。 後期高齢者医療制度では、適用年齢(75歳以上)になると、現在加入している国民健康保険や健康保険組合から移行となり、後期高齢者だけの独立した医療制度に組み入れられるという点や、徴収方法が年金からの特別徴収(天引き)が基本となっている点などが特徴として挙げられる。 後期高齢者医療制度の運営主体は、都道府県ごとに後期高齢者医療広域連合(その都道府県の区域内の全市区町村が加入する広域連合)が設置され、保険者となる。政令指定都市も独立した運営ではなく、その市がある都道府県の広域連合に参加することになる。なお、保険料の徴収事務や申請・届出の受け付け、窓口業務については市区町村が処理する事務とされている。 対象となる被保険者は、広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の高齢者と、広域連合の区域内に住所を有する65～74歳の者であって、広域連合から障害等による被保険者資格の認定を受けた者が被保険者である。 後期高齢者医療制度における療養の給付等については、概ね健康保険と同様の給付が行われる。また、加入者全員が「被保険者」となる(「被扶養者」という概念はない)ため健康保険に定める「家族給付」は存在しない。 後期高齢者医療制度の財政は、医療給付費の約5割を公費(内訳は国:都道府県:市区町村=4:1:1)で、約4割を各医療保険の加入者で負担し(後期高齢者交付金)、残りの約1割を被保険者の保険料で負担するように設定されている。 ＜事務内容＞ 後期高齢者医療制度では、各都道府県の後期高齢者医療広域連合と市区町村が連携して事務を行う。基本的な役割分担は、 ・長野後期高齢者医療広域連合(以下 広域連合):被保険者の資格管理や被保険者資格の認定、保険料の決定、医療の給付 ・須坂市:各種届出の受付や被保険者証等の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収であり、特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。 1. 資格管理業務 ・被保険者証等の交付申請 住民から個人番号が記入された被保険者資格に関する届出を受け付け、広域連合において審査・決定を行い、須坂市から当該住民に対して被保険者証等を発行する。 ・住民基本台帳情報等の取得、被保険者資格の異動 須坂市から広域連合に住民基本台帳等の情報を送付し、広域連合において年齢到達者等を特定して被保険者資格の審査・決定を行い、市区町村から当該住民に対して被保険者証等を発行する。上記と併せて、被保険者情報等の管理を行う。 2. 賦課・収納業務 ・保険料賦課 須坂市から広域連合に所得情報等を送付し、広域連合において賦課計算を行い保険料賦課額を決定した上で、須坂市から当該住民に対して賦課決定通知書等で通知する。 ・保険料収納管理 広域連合で決定した保険料賦課額に基づき、須坂市において保険料に関する徴収方法と納期を決定し、特別徴収の場合は年金保険者に徴収依頼を実施するとともに当該住民には特別徴収額通知書等で通知し、普通徴収の場合は当該住民に納付書を送付し、特別徴収や普通徴収に関する収納管理を行う。 3. 給付業務 須坂市において住民からの療養費支給申請書に関する届出を受け付け、広域連合において療養費支給の認定処理を行い、当該住民に対して療養費支給決定通知書等を交付する。 4. その他 サービス検索・電子申請機能での書類の受領(申請管理システムによる基幹システムへの取り込み)及びマイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。

	※後期高齢者医療制度関係事務における番号制度対応のスケジュール 平成29年7月からの地方公共団体等との情報連携の開始に向けて、システム改修を2段階で実施する予定である。具体的には、まず、①一次対応として、平成28年1月の個人番号の利用開始にあわせ、個人番号と後期高齢者医療制度関係事務で使用する情報を紐付け、個人番号から業務情報を検索できる仕組みを構築し、次いで、②二次対応として、平成29年7月から開始される情報連携に対応する機能を構築することとしている。 特定個人情報保護評価についてはシステム改修に併せて2段階で実施する予定である。本評価書は上記の一次対応について評価を実施したものであり、今後二次対応に合わせて評価の再実施を行う予定である。
③システムの名称	1. 後期高齢者医療市区町村システム 2. 中間サーバ 3. 団体内統合宛名システム 4. 後期高齢者医療広域連合電算処理システム 5. サービス検索・電子申請機能 6. 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療関連情報ファイル(被保険者情報ファイル、住民基本台帳情報ファイル、所得・課税情報ファイル、保険料情報ファイル、賦課収納情報ファイル)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法 第9条および別表第一第59号 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第25項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	実施する <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報照会】 82の項 【情報提供】 83の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 医療保険課
②所属長の役職名	医療保険課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課庶務係 〒382-8511 長野県須坂市大字須坂1,528番地の1 電話番号 (026)-245-1400 内線3112

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

健康福祉部医療保険課福祉医療係
〒382-8511 長野県須坂市大字須坂1,528番地の1
電話番号 (026)-245-1400 内線3338

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月1日	表紙 評価実施機関	長野県須坂市長	須坂市長	事後	見直しによる表記の統一
令和3年3月1日	5②所属長の役職名	健康づくり課 浅野章子	健康づくり課長	事後	見直しによる表記の統一
令和3年3月1日	Ⅱ 1.2 一つの時点の計数か	平成27年4月1日	令和3年3月1日	事後	公表日の計数
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)	事後	法改正に伴う変更のため
令和4年4月1日	1③システムの名称	後期高齢者医療市区町村システム(以後、「市区町村システム」という) ※須坂市が保有する後期高齢者医療システム 後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以後、「標準システム」という) ※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市区町村に設置される窓口端末で構成される。	1. 後期高齢者医療市区町村システム 2. 中間サーバ 3. 団体内統合宛名システム 4. 後期高齢者医療広域連合電算処理システム	事後	見直しによる表記の統一
令和4年4月1日	Vリスク対策 8. 監査	[○]自己点検	[○]自己点検 [○]内部監査	事後	内部監査実施に伴う変更
令和4年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年3月1日	令和4年4月1日	事後	公表日の計数
令和4年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年3月1日	令和4年4月1日	事後	公表日の計数
令和5年1月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠		公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第25項	事前	公金受取口座登録制度の運用開始に伴う追加
令和5年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		4. その他 サービス検索・電子申請機能での書類の受領及びマイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。	事前	サービス検索・電子申請機能運用開始に伴う変更
令和5年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	4. 後期高齢者医療広域連合電算処理システム	4. 後期高齢者医療広域連合電算処理システム 5. サービス検索・電子申請機能	事前	サービス検索・電子申請機能運用開始に伴う変更
令和5年2月17日	Ⅱ しきい値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	R3年5月事故発生に伴う変更
令和5年2月17日	Ⅲ しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	R3年5月事故発生に伴う変更
令和5年2月17日	Ⅳ 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	R3年5月事故発生に伴う変更
令和5年2月18日	Ⅱ しきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	見直しに伴う修正
令和5年2月18日	Ⅲ しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	見直しに伴う修正
令和5年2月18日	Ⅳ 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	見直しに伴う修正
令和5年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事前	公表日の計数
令和5年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事前	公表日の計数
令和5年5月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	サービス検索・電子申請機能での書類の受領及びマイナポータルのお知らせ機能での通知	サービス検索・電子申請機能での書類の受領(申請管理システムによる基幹システムへの取り込み)及びマイナポータルのお知らせ機能での通知	事後	申請管理システムの導入に伴う見直し
令和5年5月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	5. サービス検索・電子申請機能	5. サービス検索・電子申請機能 6. 申請管理システム	事後	申請管理システムの導入に伴う見直し
令和6年5月1日	5①部署 5②所属長の役職名 8連絡先	5①健康づくり課 5②健康づくり課長 8健康づくり課	5①医療保険課 5②医療保険課長 8医療保険課	事後	見直しによる標記の統一
令和6年5月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	公表日の計数
令和6年5月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事前	公表日の計数